山梨県立大学国際政策学部紀要「山梨国際研究」編集内規

（名称）

１．山梨県立大学国際政策学部は研究誌を発行し、「山梨国際研究　山梨県立大学国際政策学部紀要」（以下、「研究」という。）と称する。

２．研究は原則として毎年１回、３月に発行する。

（目的）

３．研究は本学部における教育研究活動に関する原著論文（Original）、研究ノート（Note）、資料・調査報告（Research）、彙報等を掲載し、広く内外に公表する。ただし、論文等は未発表のものとする。

（投稿者）

４．研究に投稿できる者は、つぎに掲げる者とする。

⑴　学長及び国際政策学部専任教員

⑵　⑴に掲げる者との共同執筆者

⑶　その他、研究編集委員会が認めた者

なお、掲載の優先順位は、⑴、⑵、⑶とする。

（研究編集委員会）

５．研究編集・発行のため研究編集委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

⑴　委員会の委員は国際政策学部専任教員の若干名により構成する。

⑵　委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

⑶　委員会は投稿された論文等を審議の上、採否を決定する。

⑷　委員会は、⑶の審議のため査読委員を依頼することができる。

（投稿）

６．研究への投稿は、つぎの執筆基準により行う。

⑴　原稿の形式は題名、欧文要旨（欧文200語以内、彙報には不要）、本文、参考文献、図、表（図表の説明を含む）などを含むものとする。

⑵　それぞれの原著論文、研究ノートの記載順序は、和文題名、著者名、欧文題名、著書名ローマ字、欧文要旨、内容索引作成に必要なキーワード（３～５語を日本語と欧文で記入）、本文とする。

⑶　投稿は電子媒体（ＦＤ、ＣＤなど）を基本とし、印字した原稿も併せて提出する。書式はA4版、１行40字×40行=1,600字を基本とする。

⑷　度量衡の単位は原則として国際単位を用いる。

⑸　図・表は（説明文を含めて）、著者の責任で墨入れをすること。また、大きさは刷り上り１ページ以内に収まるようにすること。図表は縮小されるので、その大きさ、線の太さを十分考慮すること。縮小率は２分の１程度が望ましい。それ以外の場合は縮小率を明記すること。図表の表題、説明などは別紙によって提出すること。また、本文中の図表の挿入位置を右欄外に赤ペンで記入のこと。写真は白い台紙に貼り付け提出のこと。アートページは原則として著者負担とする。

⑹　注及び引用文献は、本文の引用箇所に番号を付し、末尾にまとめ、つぎの例に準じて引用順に並べる。

例　雑誌の場合：著者名（発行年）、表題、雑誌名（必要に応じて号数を記入）、ページ

単行本の場合：著者名（発行年）、書名、ページ、発行者

Webサイトの場合：ＵＲＬ、閲覧日

同一著者が同一年に発表した文献を引用するときは、年号のつぎにa. b等の文字を付けて区分する。

⑺　欧文論文に関しては上記執筆基準を準用する。

⑻　校正は三校まで執筆者が責任を持って行う。加筆、訂正は、誤植の直し以外は原則的に認めない。過度の手直しを行った場合は、次号にまわすことがある。

⑼　論文は原則として刷り上り15ページ以内、研究ノート及び資料・調査報告は10ページ以内（いずれも図表を含む）とする。

⑽　予定ページを超えた場合には委員会が調整することがある。

（著作権）

7．研究に掲載した論文等の著作権は山梨県立大学に帰属するものとする。

8．ただし、研究に掲載した論文等を筆者自身が他に利用することは差し支えないものとする。なお、他に利用する場合は事前に、利用する論文名、利用目的を委員会に申し出て承認を得なければならない。

附　則

この内規は、平成23年7月13日から施行する。